

京都府立医科大学博士研究員規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規程第59号

(目的)

第1条 この規程は、京都府立医科大学学則（平成20年京都府立医科大学規則第1号）第6条第2項の規定に基づき、京都府立医科大学（以下「本学」という。）において、研究活動を行い、本学の研究推進に資する者を京都府立医科大学博士研究員（以下「博士研究員」という。）として認定し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 博士研究員として認定することができる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 博士の学位を取得していること。（取得予定を含む。）
- (2) 科学研究費補助金等の競争的資金、寄附講座の資金等本学で管理している資金を財源として行う学術研究のプロジェクト等において、研究に従事するものであること。
- (3) 本学を主たる研究機関として研究に従事するものであること。

(認定手続)

第3条 博士研究員の認定は、博士研究員が従事する学術研究のプロジェクト等を総括する本学研究者の所属長の内申を受け、学長が京都府立医科大学博士研究員認定書（別記第1号様式）を交付することにより、これを行うものとする。

- 2 前項の内申は、京都府立医科大学博士研究員認定内申書（別記第2号様式）に、博士の学位を取得したことを証明する書類又は取得予定を証明する書類（本学で博士の学位を取得した者又は取得予定の者を除く。）を添え、学長に提出するものとする。
- 3 学長は、第1項の認定に当たっては、あらかじめ医学系研究委員会の審査を経るものとする。

(辞退)

第4条 博士研究員を辞退しようとするときは、京都府立医科大学博士研究員辞退届（別記第3号様式）を医学系研究委員会委員長を経て学長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第5条 学長は、博士研究員として不適当と認めた者については、あらかじめ医学系研究委員会の審査を経て、認定を取り消すことができる。

(その他)

第6条 博士研究員は、病院長の許可を得なければ診療に従事することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、博士研究員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

第 号

京都府立医科大学博士研究員認定書

氏 名

上記の者を京都府立医科大学博士研究員として認定する。

年 月 日

認定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

京都府立医科大学長

㊟

第2号様式

京都府立医科大学博士研究員認定内申書

下記の者は博士研究員として適当と認めますので、関係書類を添えて内申します。

年 月 日

京都府立医科大学長

様

所属長氏名

,

記

認定申請期間	～ 年 月 日 年 月 日	研 究 機 関 等 に お け る 研 究 歴 及 び 職 歴	勤務先	職名	期 間
ふりがな	姓 男・女				年 月 日 ～ 年 月 日
氏名	, 別 女				年 月 日 ～ 年 月 日
生年月日	年 月 日生				年 月 日 ～ 年 月 日
競 争 的 資 金 等	研究課題名				年 月 日 ～ 年 月 日
	名 称				年 月 日 ～ 年 月 日
	研究代表者				年 月 日 ～ 年 月 日
	交付期間		～ 年 月 日 年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日
現住所	〒 (TEL)				年 月 日 ～ 年 月 日
下宿先	〒 (TEL)				年 月 日 ～ 年 月 日
最終学歴	学部卒業 (年) 大学 中退 (年) 学科修了 (年)			年 月 日 ～ 年 月 日	
医師免許登録番号 及び登録年月日	第 号 年 月 日登録	派 遣 元 等	名 称		
学位授与 (名称及び年月日)	年 月 日授与 博 士	所 在 地	〒		
学位記番号	第 号			(TEL)	

第3号様式

所属長氏名

京都府立医科大学博士研究員辞退届

年 月 日

京都府立医科大学長 様

競争的資金等の名称

氏名 ,

記

年 月 日付けをもって
く存じますのでよろしくお願いいたします。

により博士研究員を辞退いたしました